平成２５年（フ）第２０５号
沖縄県中頭郡北谷町字浜川97番地　Ｓ―214
債務者　パティスリー・ナルルこと　仲宗根成美
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３１号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第６地割６番地19
債務者　丹野　真晴
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１７号
香川県高松市福岡町２丁目13―25　ハイツ福岡303、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字池戸2233番地10
債務者　嶋　　亮介
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　晴代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８２１号
神戸市中央区熊内橋通３丁目３番13―1101号
債務者　田中　眞嗣
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７号
神戸市北区緑町４丁目８番32―41号
債務者　小笠原啓子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７号
奈良県大和高田市大字有井62番地１　パールハウス有井102号室、前住所奈良県大和高田市大字池田243番地21
債務者　下室　龍司
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８号
奈良県大和高田市大字有井62番地１　パールハウス有井102号室、前住所奈良県大和高田市大字池田243番地21
債務者　下室　眞敏
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９号
奈良県大和高田市大字有井62番地１　パールハウス有井102号室、前住所奈良県大和高田市大字池田243番地21
債務者　下室美砂子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
奈良県橿原市大久保町444番地の１　三ツ山マンションＧ号室、前住所奈良県橿原市石原田町48番地の１　ハイツ西川１Ｆ―Ｄ号
債務者　増田　和美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５号
島根県大田市温泉津町温泉津ロ206番地
債務者　山口　多聞
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２０号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾809番地の８
債務者　児玉万貴子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
奈良県磯城郡川西町大字結崎1083番地　豊島ハイツ５号、前住所奈良県磯城郡三宅町大字上但馬79番地の１
債務者　橘田恵美子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
奈良県葛城市忍海480番地１　サンメゾン忍海403号
債務者　髙松　初子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８号
和歌山県田辺市稲成町66番地の７　セジュール稲成101
債務者　芝　　寿彦
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第９号
三重県伊勢市船江２丁目31―46サニーコート船江102号室、住民票上の住所三重県松阪市川井町1050番地　市営住宅Ｃ―６―97
債務者　中西　正巳
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
三重県松阪市川井町1050番地市営住宅Ｃ―６―97
債務者　中西　サト
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係